

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

島根県邑智郡美郷町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

美郷町全域

(1) 現況

本町は、江の川の沿岸部及びその支流の浸食により形成された急峻で起伏に富んだ地形となっており、その谷間や氾濫原に集落が形成されている。北西部には標高200m前後の平坦地が広がり、南西部には標高300m前後の丘陵地帯が広がっている。また、東部には400～700mの急峻な山々が中国山地へと連なっている。気象は山陰特有の低温多湿型で、年間の平均気温は13.5℃程度、降水量は年間1,700mm前後で積雪期間は12月～3月である。水稻を中心とし、畜産、野菜、花卉等を組み合わせた複合経営が主体となっている。農業担い手の高齢化や減少に伴い、地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の地域資源の保全管理への支障が懸念されている。また特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

また、主食用水稻は本町の基幹作物であり、島根県農業協同組合で取り組まれている「石見高原ハーブ米」の名前を付した農産物のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	美郷町全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	別紙のとおり	法第3条第3項第1項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

美郷町全域（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満を対象とする

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が 1ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以下であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 概ね 2ha 以上の農地を経営し、規模拡大を図る意欲のある者

イ 農業経営を主とし 70 才未満で 150 日以上農業に従事する者

ウ 新規就農者として認められた者

4 その他必要な事項

(1) 耕作放棄地の復旧は「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用しつつ推進する。

(2) この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別紙

実施を推進する区域	実施を推進する事業
酒谷地域	法第3条第3項第1項第2号に掲げる事業
九日市地域	
片山地域	
千原地域	
石原地域	
熊見地域	
上川戸地域	
信喜地域	
滝原地域	
久保地域	
高畑地域	
明塚地域	
吾郷地域	
乙原地域	
港地域	
地頭所地域	
久喜原地域	
内田地域	
栢谷地域	
惣森地域	
小林地域	
小松地地域	
別府地域	
村之郷地域	
宮内地域	
比敷地域	
都賀西地域	
上野地域	
都賀本郷地域	
長藤地域	
潮村地域	
都賀行地域	